

○ 子ども・子育て支援に係る利用者負担骨子案に関すること

No.	ご意見の要旨	町の考え方
1	<p>新保育料では、第8階層の金額が30,500円から35,300円に値上げされている。</p> <p>低所得世帯だけが優遇される制度はやめてほしい。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度における利用者負担額（保育料）は、応能負担の原則を踏まえたうえで国の定める基準額を上限として、市町村が設定することになります。</p> <p>はじめに、本町における保育料の階層区分については、区分間における保育料に著しい差が生じないように、国の基準よりもさらに細分化し、8階層13区分としました。</p> <p>次に、区分ごとの保育料については、国の基準額と現行の保育料を参酌したうえで、過重な負担とならないように金額の設定をしたところであります。</p> <p>具体的には、国の基準額の85%を基本とし、さらに現行の保育料と比較して著しく負担が増加する7階層、8階層については、大幅な負担増を生じさせないように調整を図っているところであります。</p> <p>ご意見のありました3歳児以上の保育料の第8階層については、現行の30,500円から骨子案では35,300円となり4,800円の負担増となりますが、この階層の国の基準額である101,000円に対しては35.0%であり、他の階層区分に比べ低率に調整したところであります。</p> <p>このように、高所得者に対しても一定の負担緩和を図っておりますので、ご理解願います。</p>